

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の見直しについて

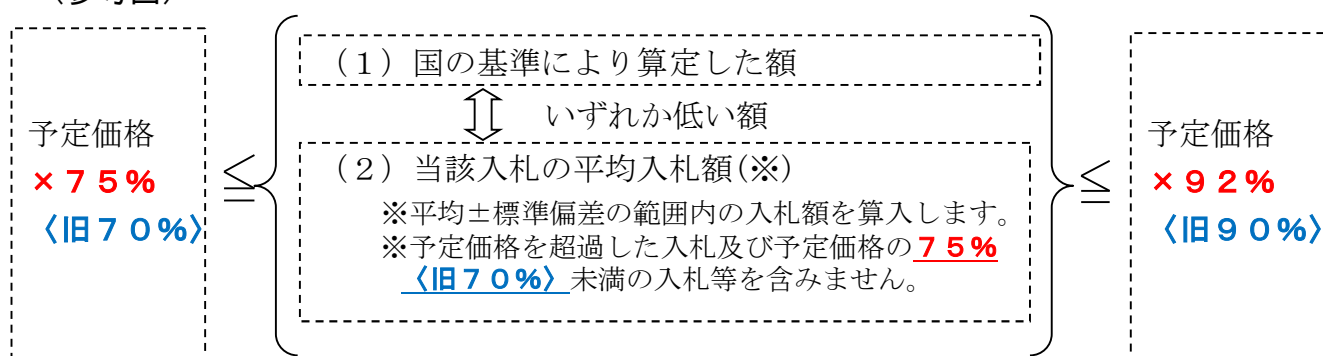
工事請負等の競争入札において導入している最低制限価格制度及び低入札価格調査制度につきまして、本市が準じている国の調査基準価格の設定範囲等が改正されたことに伴い、以下のように最低制限価格及び低入札価格調査基準の設定範囲を引き上げる等の見直しを行います。

1 最低制限価格の設定方法

<見直し内容>

- ・ 最低制限価格の設定範囲を70%～90%から75%～92%に見直します。
- ・ 平均入札額に算入しない入札を予定価格の70%未満から75%未満に見直します。
- ・ 地質調査の諸経費に乗じる率を45%から48%に見直します。

(参考図)



※ 建築物清掃、建築物警備（機械警備を除く。）及び清掃の業務委託については、(2)により算定した額

【別表】

(1)の「国の基準により算定した額」は、次の表の区分ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①～④の額を合計したものです。

区 分	①	②	③	④
工事請負、 公園・道路等の維持管理	直接工事費 × 97%	共通仮設費 × 90%	現場管理費 × 90%	一般管理費等 × 55%
測量	直接測量費	測量調査費	諸経費 × 48%	—
建築設計・監理	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 60%	諸経費 × 60%
建築設備設計・監理				
建設コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価 × 90%	一般管理費等 × 48%
補償コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価 × 90%	一般管理費等 × 45%
地質調査	直接調査費	間接調査費 × 90%	解析等調査業務費 × 80%	諸経費 × 48% <旧45%>

2 低入札価格調査基準価格の設定方法

低入札価格調査基準価格の算定については、最低制限価格と同様の見直しに加え、以下の見直しを行います。

<見直し内容>

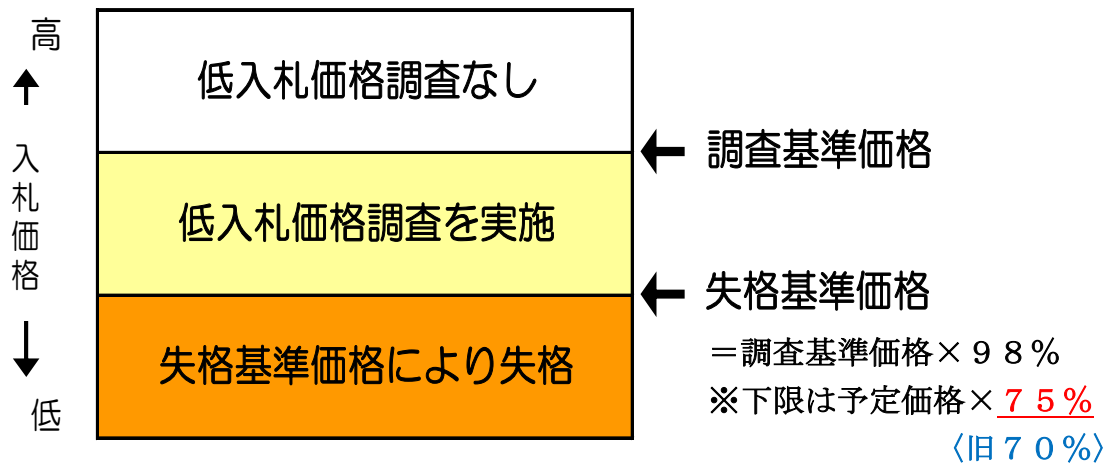
- ・建築物清掃、建築物警備（機械警備を除く。）及び清掃委託契約の低入札価格調査基準価格の設定範囲を70%~90%から75%~92%に見直します。
- ・低入札価格調査制度における失格基準価格の下限を予定価格の70%から75%に見直します。

【低入札価格調査基準の設定方法】

- (1) 工事請負契約及び測量・設計等業務委託契約
最低制限価格の設定方法と同様
- (2) 建築物清掃、建築物警備（機械警備を除く。）及び清掃の委託契約
予定価格の75%~92% <旧70%~90%> の範囲内で市長が定める金額
- (3) 製造の請負契約
予定価格の2/3~85%の範囲内で市長が定める金額
- (4) 役務の委託契約
予定価格の50%~85%の範囲内で市長が定める金額

【低入札価格調査制度における失格基準価格】

対象の契約：政府調達協定対象案件及び総合評価落札方式による一般競争入札及び指名競争入札に付する工事請負契約



3 最低制限価格等の算出に伴う直接工事費等の金額について

公共建築工事積算基準に準じて積算した建築工事又は建築設備工事については、本市が準じている国の基準に合わせるため、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の算定に用いる直接工事費及び現場管理費の取り扱いについて、以下のように見直しを行います。

【見直し対象】

公共建築工事積算基準（公共住宅建築工事積算基準等を含む。）に準じて積算した建築工事、建築設備工事（以下「建築工事等」という。）

※ 工事の一部に建築工事等を含む工事の最低制限価格等の算定にあたっては、建築工事等に該当する部分にのみ、当該取り扱いを適用する場合があります。

【見直し内容】

建築工事等にかかる最低制限価格等の算定において、別表(1)国の基準により算定した額の算定式のうち、「①直接工事費」及び「③現場管理費」の額を以下の額とします。

< 建築工事等の直接工事費及び現場管理費 >

- ① 最低制限価格等の算定に用いる直接工事費
 = 予定価格算出の基礎となった直接工事費 -
予定価格算出の基礎となった直接工事費 × 10%（昇降機設備工事にあつては20%）
- ③ 最低制限価格等の算定に用いる現場管理費
 = 予定価格算出の基礎となった現場管理費 +
予定価格算出の基礎となった直接工事費 × 10%（昇降機設備工事にあつては20%）

※ 下線部分の端数は、円未満切り捨て

(参考) 建築工事等における最低制限価格等の算定に用いる「直接工事費」及び「現場管理費」について

【別表（抜粋）】

区 分	①	②	③	④
工事請負、 公園・道路等の維持管理	直接工事費 × 97%	共通仮設費 × 90%	現場管理費 × 90%	一般管理費等 × 55%

建築工事等における取り扱い
 (予定価格算出の基礎となった直接工事費
 - 予定価格算出の基礎となった直接工
 事費 × 10%※) × 97%

建築工事等における取り扱い
 (予定価格算出の基礎となった現場管理費
 + 予定価格算出の基礎となった直接工
 事費 × 10%※) × 90%

※ 昇降機設備工事については「予定価格算出の基礎となった直接工事費 × 20%」

※ 下線部分の端数は、円未満切り捨て

4 実施時期

1～3の見直しについては、令和元年10月公告・指名分から実施します。